

議案第 11 号

橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市企業立地の促進等による地域に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例

橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例(平成20年橋本市条例第25号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>橋本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第4条第6項の規定による同意を得た基本計画(以下「同意基本計画」という。)により定められた促進区域である本市(以下「促進区域」という。)において、法律第13条第4項又は第7項による承認を得た地域経済牽引事業計画に従って当該促進区域に設置した地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条で定める施設を促進区域内に設置した事業者が所有する、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対し本市が課する固定資産税の課税免除(以下「課税免除」という。)を行うことについて定めるものとする。</p> <p>(特別措置)</p> <p>第2条 市長は、同意基本計画の計画期間内に前条に規定する対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対し本市が課する固定資産税の課税免除(以下「課税免除」という。)を行うことについて定めるものとする。</p> <p>(特別措置)</p> <p>第2条 市長は、同意基本計画の計画期間内に前条に規定する対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対し本市が課する固定資産税の課税免除(以下「課税免除」という。)を行うことについて定めるものとする。</p>	<p>橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定により、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第5条第5項の規定による同意を得た基本計画(以下「同意基本計画」という。)により定められた集積区域である本市(以下「同意集積区域」という。)において、法律第14条第3項による承認を得た企業立地計画に従って当該同意集積区域に係る同意基本計画で指定された集積業種(以下「指定集積業種」という。)に属する事業のための施設のうち、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第3条で定める施設を同意集積区域内に設置した事業者(指定集積業種であつて省令第4条で定めるものに属する事業を行つ者に限る。以下同じ。)が所有する、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対し本市が課する固定資産税の課税免除(以下「課税免除」という。)を行うことについて定めるものとする。</p> <p>(特別措置)</p> <p>第2条 市長は、同意基本計画の計画期間内に前条に規定する対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対し本市が課する固定資産税の課税免除(以下「課税免除」という。)を行うことについて定めるものとする。</p>

物(当該対象施設の用に供する部分に限る。)又はこれらの敷地である土地(平成29年9月29日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該土地における当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における固定資産税を新たに課されることとなる。)に対して課する固定資産税3年度分に限り、橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)第62条の規定にかわらず、課税免除とすることができる。

物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等にかかるものを除く。)又はこれらの敷地である土地(平成25年4月1日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限り、橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)第62条の規定にかかわらず、課税免除とができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年9月28日以前に改正前の橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例第1条に規定する対象施設を設置した事業者(同条に規定する事業者をいう。)に対して課する当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又は構築物の固定資産税の課税免除に關しては、なお従前の例による。